

秋田県高次脳機能障害相談・支援センター

(秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)
 ※支援拠点機関(医学的評価、リハビリ、専門的な相談支援など)

☎ 018-892-3751 (代)

📠 018-892-3816

受付時間 9:00~16:00 (平日のみ)

🌐 <http://hbd.akita-rehacen.jp/>

〒019-2492 秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

障害者手帳・福祉サービスなどに関する相談窓口

市町村名	担当課名	担当班・係名	電話番号	相談業務
秋田市	障がい福祉課	企画管理担当	018-888-5663	相談一般、福祉サービス
	保健所健康管理課	精神保健・自殺対策担当	018-883-1180	相談一般、精神障害者保健福祉手帳
能代市	福祉課	ふれあい福祉係	0185-89-2153	
横手市	社会福祉課	障がい福祉係	0182-35-2132	障害者手帳、福祉サービス
	国保年金課	後期高齢者医療係	0182-35-2186	障害基礎年金
	高齢ふれあい課	介護保険係	0182-35-2134	介護申請
大館市	福祉課	障害福祉係	0186-43-7052	
男鹿市	福祉課	福祉班	0185-24-9120	
湯沢市	福祉課	障がい福祉班	0183-55-8075	
鹿角市	福祉総務課	地域福祉班	0186-30-0238	
由利本荘市	福祉支援課	障がい支援班	0184-24-6314	
潟上市	社会福祉課	障がい福祉班	018-853-5314	
大仙市	社会福祉課	障がい者支援班	0187-63-1111	障害者手帳、福祉サービス
	保険年金課	年金班		障害基礎年金
	高齢者包括支援センター	地域包括支援班		介護申請
北秋田市	福祉課	地域障がい福祉係	0186-62-6637	
にかほ市	福祉課	福祉班	0184-32-3034	
仙北市	社会福祉課	障がい福祉係	0187-43-2288	
小坂町	福祉課	町民福祉班	0186-29-3925	相談一般
上小阿仁村	住民福祉課	健康推進班	0186-77-3008	相談一般
		住民福祉班	0186-77-2222	障害者手帳
藤里町	町民課	町民福祉係	0185-79-2113	
三種町	福祉課	福祉係	0185-85-2190	
八峰町	福祉保健課	福祉係	0185-76-4608	
五城目町	健康福祉課	健康福祉係	018-852-5128	
八郎潟町	福祉課	障害担当	018-875-5808	
井川町	町民課	健康福祉班	018-874-4417	
大潟村	住民生活課	住民福祉班	0185-45-2114	
美郷町	福祉保健課	福祉班	0187-84-4907	
羽後町	福祉保健課	社会福祉担当	0183-62-2111	
東成瀬村	民生課	障害福祉担当	0182-47-3404	

令和元年 11月1日現在

高次脳機能障害

についてご相談下さい

高次脳機能
障害って何？

どんな症状が
あるの？

どんな
福祉制度が
あるの？

どこへ
相談すれば
いいの？



高次脳機能障害の理解と福祉制度の利用

1 高次脳機能障害とは

脳血管障害や頭部外傷などの原因により脳が損傷を受け、言語や記憶などの機能に障害が起こり、日常生活に様々な困難が生ずるものです。

この障害は、身体への後遺症が残らない場合もあり、外見上分かりにくいいため周りの方々の理解も得られにくく、ご本人・ご家族が不安や悩みを抱え込んでいることも少なくありません。

2 高次脳機能障害の主な症状

記憶障害

物事を思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態をいいます。

よくある症状

- 人の名前や顔が覚えられない
- 今日の日付がわからない
- 道に迷う
- 約束や予定を忘れる

注意障害

必要なものに意識を向けたり、重要なものに意識を集中させたりすることが、上手くできなくなった状態をいいます。

よくある症状

- 気が散りやすい
- 同時にいくつかの事ができない
- 単純な作業でもミスが多い

社会的行動障害

行動や感情を状況に合わせてコントロールすることができなくなった状態をいいます。

よくある症状

- 感情のコントロールがうまくいかない
- 周囲の状況に無関心となる
- 些細なことにこだわる

遂行機能障害

物事を論理的に考え計画したり、問題を解決し行動するといったことができない状態をいいます。

よくある症状

- 見通しを自分で立てられない
- 一つひとつ指示がないと行動できない
- 効率良く仕事ができない

3 原因は？

脳血管障害によるもの

代表的なものは脳梗塞や脳出血・くも膜下出血です。

交通事故などによるもの

交通事故や転落、スポーツ事故により、頭部を強く打つと脳に障害が残ることがあります。主なものとして脳挫傷・硬膜外出血・硬膜下出血・びまん性軸索損傷があります。

その他の疾患によるもの

脳炎等の感染症や脳腫瘍、低酸素脳症やアルコール中毒症が原因になることもあります。

4 福祉制度の利用について

※高次脳機能障害は「その他の精神疾患」として精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。また、平成18年4月1日より、器質性精神障害として**障害者総合支援法による福祉サービス**(介護給付・訓練等給付・自立支援医療など)の対象となりました。精神障害者保健福祉手帳を取得しなくても、高次脳機能障害については診断基準に基づいた高次脳機能障害診断書(精神科医以外の主治医も作成可能)により、福祉サービスの申請が可能となります。

※脳血管疾患(特定疾病)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害の方は、**介護保険**の申請ができます。

※条件を満たしていれば、高次脳機能障害は**障害年金**の受給対象になります。申請のための診断書は精神科を標榜している医師、または精神科医以外の主治医でも、精神・神経障害の診断又は治療している医師であれば作成できます。

※制度利用等については、お住まいの市町村窓口にご相談下さい。

各種手帳との関係

種別	対象	高次機能障害者が対象となる場合	申請窓口
身体障害者手帳	身体障害者福祉法別表に定める障害を有する者	身体の麻痺や失語症(言語機能障害)、視野の障害等がある場合など	市町村
療育手帳	知的障害を有する者	18歳未満の発症・受傷により、知的障害がある場合など	市町村
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する者のうち精神障害のため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある者	記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等がある場合など	市町村 (秋田市は秋田市保健所)

5 交流の場

あきた高次機能障害者家族会「いなほ」

家族会「いなほ」は、平成20年3月に発足し、年数回の交流会を開催しています。同じような障害を持つ方が日常生活でどのような悩みを抱えているのか、他のご家族が障害とどのように向き合っているのか、互いに話し合うことで少しでも不安の軽減に繋がると思われます。興味・関心のある方はぜひ一度参加してみてください。